

答 申 書
(答申第73号)
平成20年6月11日

1 審査会の結論

重油地下タンクの清掃及び点検に係る見積書を不存在したことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の内容について

本件諮問事案に係る開示請求(以下「本件開示請求」という。)の内容は、北海道立衛生研究所が契約制度を悪用し、北海道財務規則(昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。)第165条第1項に基づく随意契約を偽装して徴取した、平成18年8月23日付けの重油地下タンクの清掃及び点検に係る見積書等である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事(以下「実施機関」という。)は、本件開示請求に対して、重油地下タンクの清掃及び点検において随意契約を偽装し徴取した見積書は存在しないことを理由として、北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第17条の規定に基づき公文書不存在通知(以下「本件処分」という。)を行った。

異議申立人は、本件処分を取り消し開示することを求めていることから、本件処分の妥当性について判断することとする。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

北海道立衛生研究所が執行した重油地下タンクの清掃及び点検業務は、平成18年9月21日に地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号及び財務規則第162条の2第6号の規定により随意契約で行うこと、財務規則第165条第1項の規定に基づき見積書を徴取する業者を3者とすること、選定した業者に見積書を提出するよう通知を行うこと等を決定し、この3者から平成18年9月28日に見積書の提出を受けたものである。

異議申立人が平成18年8月23日付けで提出したという見積書(以下「本件見積書」という。)は、平成19年8月8日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第60号で判断されたとおり、財務規則に基づいた契約を締結するためのものではないことから、当該開示請求に対応する公文書は存在しないものである。

なお、事務担当者に確認したところ、本件見積書は、異議申立人から事務担当者に対し、営業活動の中で提出させてほしいという要望があり、担当者としては、市場価格の動向の参考とするため、提出を応諾したものである。

本件見積書は、事務担当者が単独で取得した文書で専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、個人的な検討段階にとどまるものであるため、条例第2条第2項に規定する「当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの」とは言えないことから、条例上の公文書にも該当しないものであり、契約終了後に廃棄したものである。

イ 異議申立人は、本件見積書に関する異議申立てを過去に2度行っており、当審査会は、平成20年3月31日付け北海道情報公開・個人情報保護審査会答申第71号(以

下「既答申」という。)において、本件見積書について、次のとおり判断している。

「本件見積書については、作成又は取得の状況、利用の状況、保存又は廃棄の状況からは、公文書の定義で要件とされる『当該実施機関が組織的に用いるものとして、当該実施機関が管理しているもの』であるということとはできないものであり、したがって、公文書ではないと判断する。本件見積書が条例上の公文書ではないことから、本件見積書は、条例に基づく開示請求の対象公文書ではないと考えられ、本件開示請求に対し本件処分（公文書不存在通知）を行ったことは妥当である。」

当審査会としては、本件諮問事案において、既答申の判断を変更すべき事情の変化も認められないことから、実施機関が本件見積書を不存在としたことは、妥当であると判断する。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 3 月 7 日	○ 諮問書の受理（諮問番号71） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書不存在通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書）の提出
平成20年 3 月 10 日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成20年 4 月 14 日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成20年 5 月 16 日 （第三部会）	○ 審議
平成20年 6 月 6 日 （第31回審査会）	○ 答申案審議
平成20年 6 月 11 日	○ 答申